

沼津市森林等の火入れに関する条例の一部改正について

沼津市森林等の火入れに関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月6日提出

沼津市長 賴重秀一

沼津市森林等の火入れに関する条例の一部を改正する条例

沼津市森林等の火入れに関する条例（昭和59年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「、異常乾燥注意報又は火災警報」を「若しくは乾燥注意報が発表され、又は林野火災に関する注意報、林野火災の予防を目的とした火災に関する警報若しくは火災警報（消防法（昭和23年法律第186号）第22条第3項に規定する火災に関する警報をいう。次項において同じ。）」に改め、同条第2項中「とき、又は前項に規定する注意報若しくは警報が発令されたとき」を「場合又は強風注意報若しくは乾燥注意報が発表され、若しくは林野火災に関する注意報、林野火災の予防を目的とした火災に関する警報若しくは火災警報が発令された場合に」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

「提案理由」

駿東伊豆消防組合火災予防条例の一部改正に伴い、火入れの中止に関する要件に、林野火災に関する注意報又は林野火災の予防を目的とした火災に関する警報が発令された場合を加えるほか、所要の改正を行うものである。